

6月定例会議会における議案に対する意見募集

No.3 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

今回の議案は、平成30年4月から実施してきた未就学児を対象に子ども医療費の窓口負担無料化(現物給付)について、令和元年9月から、窓口負担無料化の範囲を市内の医療機関から県内の医療機関へ拡大するものです。今回の議案に対するご意見を募集致します。

1 改正の背景

平成30年4月から、市内の医療機関に限り、未就学児を対象に子ども医療費の窓口負担無料化(現物給付)を実施したが、令和元年9月から、県内の市町が相互に未就学児を対象に窓口負担無料化を実施することから、窓口負担無料化の範囲を市内の医療機関から県内の医療機関へ拡大する。

2 窓口負担無料化の実施範囲の拡大

四日市市内の医療機関から三重県内の医療機関に範囲を拡大する。
なお、対象者が未就学児であることに変更はない。

※着色部分が今回の変更による拡大範囲

対象者	未就学児			小学生・中学生
対象となる医療機関	四日市市内	三重県内	県外	三重県内外
助成方法	現物給付	現物給付	償還払い	償還払い

※県外受診の場合は、別途償還払いの申請が必要

3 施行期日

令和元年9月1日